

# 栃木県水産振興計画（概要版）

## 1. 策定の趣旨

国が、平成26年に「内水面漁業の振興に関する法律」（H26年法律第103号）を制定したことから、この法律に基づき本県の水産資源の維持増大、利活用の促進、漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、漁業団体・養殖生産者・行政等「栃木の水産」に携わる一人一人が共通認識に立って取り組むための指針を策定した。

## 2. 「栃木の水産」を取り巻く状況

- 本県水産業の経済情勢は、近年やや回復の兆しが見られるものの、今後も的確に把握し、新しい需要に応えていくことが重要
- 漁協組合員や遊漁者は、近年減少傾向と高齢化が進み、漁協の収入減に直結
- 釣りや特産魚は、地域の特色ある資源として活用が可能
- 本県の水産資源は、「地方創生」の種となる魅力を十分に有していることから、生物多様性に富んだ本県の河川湖沼を将来に渡り維持するとともに、多くの釣り人で賑わう漁場づくりに期待

## 3. 「栃木の水産」の目指す方向

- 【将来像】
- ・河川湖沼の水産資源が豊富で、多くの遊漁者で賑わっています。
  - ・観光地だけではなく、広く県産魚が流通し、地域に根ざした食材として食べられています。
- 【基本目標】 「漁場の活性化と魚の消費拡大」

## 4. 実現に向けた具体的な施策

- (1) 賑わいのある漁場の回復 【数値目標：遊漁承認証の年間券発行枚数(枚) 56,782 → 59,500 (1.05倍)】
- ・釣りの魅力等に関する情報発信や遊漁者誘客に向けた取組を充実し、釣り人で賑わう漁場の回復を図ります。
  - ・これらの取組を通し、釣りを地域の特色あるサービス資源として定着するように、取組を進めます。
- (2) 水産資源が豊富な漁場づくり【県漁連種苗センター生産  
放流用種苗数 214万尾 → 450万尾】
- ・釣り人で賑わう漁場を回復するため、各漁協が行う増殖事業の強化や、カワウやバス類、疾病などの被害を軽減する対策に取り組めます。
- (3) 養殖魚のブランド力向上【アユ(プレミアムアユを含む)の生産量 325t → 370t  
プレミアムヤシオマスの生産量 88t → 180t】
- ・オンリーワンブランドの創出など、他の産地とは異なる品質等を付与することで、「栃木の水産」の消費拡大を図ります。
  - ・このため、安全・安心の確保、生産コストの低減等を進めるとともに、養殖魚の高付加

価値化に向けた取組を行います。

(4) 水域生態系保全に向けた取組【生態系配慮工法導入地区数(箇所) 7 → 16】

- ・水産資源が繁殖・成育している水域環境を良好な状態に維持・改善するため、水域生態系の保全に関する取組を進めます。

(5) 漁協等の経営基盤強化【漁協等の常例検査実施数(箇所) 8 → 8】

- ・漁協等の運営や養殖業者の経営の安定化を図るため、時代の変化と新たなニーズに的確に対応し、魅力的な事業が企画・展開できるよう、経営基盤の強化や経営指導に取り組みます。

(6) 原子力災害への対応【魚種別解禁延期要請数(魚種) 3 → 0】

- ・福島第一原発事故に伴う放射性物質拡散の風評被害払拭のため、県産魚類の安全性を確認するモニタリング検査を継続するとともに、中禅寺湖においてはマス類の解禁延期要請の解除に向けた取組を進めます。

5. 施策の展開に当たるサポート体制

(1) 内水面漁場管理委員会による適正な漁業調整

- ・漁業調整の実施に当たっては、漁業法に基づき、知事は内水面漁場管理委員会の意見を聞き、公平・公正な調整を図ります。

(2) 試験研究の推進と技術の普及

- ・水産試験場は、栃木県農業試験研究推進計画に基づき、本県水産業の活性化に向けた試験研究を積極的に推進します。
- ・また、漁業団体や養殖生産者、地域住民等に対し、速やかに知識や技術を普及します。
- ・広範な情報収集や技術水準の向上に努め、関係機関・団体からの指導・協力要請に的確に対応します。

(3) 市町や関係機関との連携

- ・漁協等関係団体との連携に加え、市町、関係機関等との連携をこれまで以上に強化し、地域の特徴に応じた「栃木の水産振興」に当たります。

(4) 情報の発信

- ・県ホームページやながわ水遊園の情報発信機能などを活用し、積極的かつタイムリーに情報を発信します。